|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 欠格事由についての宣誓書 | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |
|  | １ | | | | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 | |  | |
|  |  | | ア | | 指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者又は特定非営利活動促進法第47条第1号イ（注１）の規定に該当する者の有無 | 有 ・ 無 | |  |
| イ | | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無 | 有 ・ 無 | |
| ウ | | 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、又は刑法204条等（注２）若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無 | 有 ・ 無 | |
| エ | | 暴力団の構成員等（注３）の有無 | 有 ・ 無 | |
|  | |  | | | | | | |
|  | | ２ | | 認定、仮認定又は指定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人 | | はい・いいえ |  | |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | ３ | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | はい・いいえ |  |  |  |  | | --- | --- | --- | | ４ | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人 | はい・いいえ |  |  |  |  | | --- | --- | --- | | ５ | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人 | はい・いいえ |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | ６ | | 次のいずれかに該当する法人 | | |  | ア | 暴力団 | はい・いいえ | | イ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | はい・いいえ | | | | | | | | | |

|  |
| --- |
|  |
| 欠格事由１から６までのいずれにも該当しないことを誓約します。  　　　　　年　　月　　日  主たる事務所の所在地  法　人　の　名　称  代　表　者　の　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

（注意事項）

１「特定非営利活動促進法第47条第1号イの規定に該当する者」とは、認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者をいいます。

２「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条をいいます。

３「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。